

【マイナンバー制度が始まります！】 連載 第3回

いつもニュースレターをお読みいただき、ありがとうございます。

税務第二部の今井貴之です。

いよいよ、通知カードの交付が始まりましたが、お手元には、届きましたでしょうか。



通知カードは、平成 27 年 10 月 5 日時点で住民票に記載の住所宛てに、簡易書留で郵送されます。10 月中旬から、11 月末にかけて、送付予定とのことですので、まだ届いていない方も、順次、お手元に届くと思います。

さて、前回から、マイナンバー制度への会社としての具体的な対応についての内容に入りましたが、今回は、「会社で作成する書類について」解説をしていきます。

★ マイナンバー記載が必要な書類について

事業者が、マイナンバーを記載する書類には、以下のものがあります。



<税分野>

- ・給与所得者の扶養控除等申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・各種支払調書
- ・給与支払報告書
- ・退職所得の受給に関する申告書

など

<社会保障分野>

- 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者
資格取得(喪失)届
- ・健康保険被扶養者(異動)届
- ・国民年金第3号被保険者関係届
- ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業/
育児休業等取得者申出書・終了届

など

★ 今年の年末調整の資料に記載は？

各書類について、早いものでも、マイナンバーの記載は、平成 28 年 1 月 1 日からとなっております。

したがって、今年の年末調整に記載は、必要ありません。「平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」には、マイナンバーの記載箇所が設けられておりますが、平成 27 年中に提出を受ける場合には、記載がなくても、差し支えありません。(収集保管の体制が整っていれば、利用目的を周知のうえ、収集をすることもできます。)

扶養控除等申告書と同様に、各提出書類の様式は、マイナンバーの記載箇所が必要となるため、順次変更されていきます。皆様、おなじみの「給与所得の源泉徴収票」は、平成 28 年分から、A6 サイズから、A5 サイズへと変更になる予定です。

★ 源泉徴収票へ番号記載は不要？

給与所得の源泉徴収票への記載は、**平成 28 年分**から必要となります。10 月 2 日付で、公表された国税庁の Q&A では、従業員に交付する源泉徴収票には、個人番号の記載が不要となりました。したがって、例えば、平成 28 年 3 月に退職する従業員に対して発行する源泉徴収票に、個人番号の記載は必要ありません。

ただし、税務署に提出する源泉徴収票などには、個人番号の記載が必要となりますので、いずれにしても、個人番号の収集は必要となります。

以上、今回はマイナンバーの会社で作成する書類についてご説明をいたしました。次回も引き続き、会社で作成する書類について、解説をしていきます。
(税務第二部 今井 貴之)